

中国税務速報

2018年6月20日

1. 財政部 税務総局 商務局 科技部 国家発展改革委員会によるサービス貿易創新発展試行地区での技術先進型サービス企業所得税政策を全国へ普及する通知

サービス貿易創新発展の推進と対外貿易仕組の最適化のため、ここにサービス貿易類技術先進型サービス企業所得税優遇政策について以下の通知を行います。

- 1) 2018年1月1日から、認定された技術先進型サービス企業（サービス貿易類）について、15%の税率で企業所得税を徴収します。
- 2) 本通知での技術先進型サービス企業（サービス貿易類）の必要な条件及び認定管理事項は「財政部 税務総局 商務局 科技部 国家発展改革委員会による技術先進型サービス企業所得税政策を全国へ普及する通知」（財税（2017）79号）の関連規定により執行します。
- 3) 省級科技部門は同級商務、財政、税務及び発展改革部門と早急に「技術先進型サービス業務領域範囲（サービス貿易類）」を本地区技術先進型サービス企業認定管理方法に追加する必要があり、これにより認定管理を展開します。
- 4) 省級科技、商務、財政、税務と発展改革部門及び職員は技術先進型サービス企業の認定において、法律・規律違反行為があれば、「公務員法」「行政監察法」等の国家関連規定により関連責任を追究します。犯罪容疑であれば、司法機関に移送します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3485134/content.html>

2. 税関総署公告 2018年第23号（保税核注リストの起用に関する公告）

保税消込リストでの帳簿消込の管理改革を推進し、加工貿易及び保税監督管理企業との番号レベルでのデータ管理の有機的な連携を実現するため、税関総署は全面的な保税消込リストの起用を決めました。今回関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 保税消込リストは金関二期保税台帳消込の専用単一証書、加工貿易及び保税監督管理業務用の関連単一証書に所属します。
- 2) 金関二期保税台帳を既に設立した加工貿易及び保税監査管理企業について、貨物が国境、税関特殊監査管理区域、保税監査管理場所で輸出入処理される場合、税関特殊監査管理区域、保税監査管理場所、加工貿易企業間の保税貨物流転（結転）を展開する場合、関連企業は金関二期保税消込リストシステムで設定された様式と記入要求により税関に保税消込リストデータと情報を申告し、そして、実際の業務要求により通関手続きをする必要があります。
- 3) 保税貨物通関手続きを簡略化するため、金関二期保税消込リストシステムが起用された後、加工貿易貨物余剰材料結転、加工貿易貨物廃棄（処理後収益なし）、加工貿易無償設備結転等の手続きをする企業については、通関書類申告手続きをする必要はありません。税関特殊監査管理区域、保税監査管理所若しくは区（場所）外企業間の貨物輸出入等の手続きをする区（場所）内企業については、登録リスト申告手続きをする必要はありません。
- 4) 企業が保税消込リストを申告した後、通関文書（登録リスト）申告手続きをする必要がある場合、通関文書（登録リスト）の申告データは保税消込リストのデータで作られます。
- 5) 税関特殊監査管理区域、保税監査管理場所、加工貿易企業間の加工貿易及び保税貨物流転について、転入企業は輸入保税消込リストを申告し、転出企業は輸出保税消込リストを申告する必要があります。
- 6) 税関が企業から申告された保税消込リストを受け取った後、修正・撤回する必要がある保税消込リストは規定方式により処理します。
- 7) 税関が保税消込リストデータに対して抜き取り検査と再調査する要求がある場合、関連手続きをする前は保税消込リストの修正も撤回もできません。

8) 規定条件に合う保税消込リスト商品項目は通関文書（登録リスト）同一商品項目に所属します。本公告は2018年7月1日から実施します。7月1日以前は、試行された税関は本公告を参考にできません。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1475580/index.html>

3. 国家税務総局による外貿総合サービス企業輸出貨物の輸出還付（免）税の関連事項に関する公告

「国家税務総局による外貿総合サービス企業輸出貨物の輸出還付（免）税を調整・完全化する関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2017年第35号）が実施されて以来、一部の外貿総合サービス企業（以下「総服企業」と略称します）は一部の古い契約書について、35号公告の規定により還付（免）税手続きができないことが問題として反映されています。総服企業から反映された問題を解決し、総服企業が規範により健全な発展を促進するため、今回輸出貨物の輸出還付（免）税について以下の通知を行います。

1) 総服企業の2017年11月1日から2018年2月28日まで輸出した貨物が、「国家税務総局による外貿総合サービス企業輸出貨物の輸出還付（免）税の関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2014年第13号）の規定に合致する場合、2018年6月30日以前に、国家税務総局公告2014年第13号の規定により輸出還付（免）税手続きができます。

輸出貨物の輸出時間は輸出貨物通関文書で記入された輸出期日に準じます。

2) 総服企業が本公告の第一条の規定より輸出還付（免）税手続きをする時、「外貿企業輸出還付（免）税入荷明細申告表」の「注記」の箇所及び「外貿企業輸出還付（免）税輸出明細申告表」の「注記」の箇所に「WMZHFV」と記入しなければなりません。そうしなければ、本公告の第一条の規定を執行できません。

3)本公告は2018年5月14日から実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3463137/content.html>

4. 中国人民銀行による試験的な企業銀行口座開設許可証発給の取消に関する通知

国務院の批准により、人民銀行は試験的に企業銀行口座開設許可証発給の取消を決めました。試行目的、試行原則、試行地域、試行時間、試行業務範囲、試行内容、試行業務処理、試行準備、試行報告、職責分担、業務要求等の関連事項について通知をしました。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3544197/index.html>